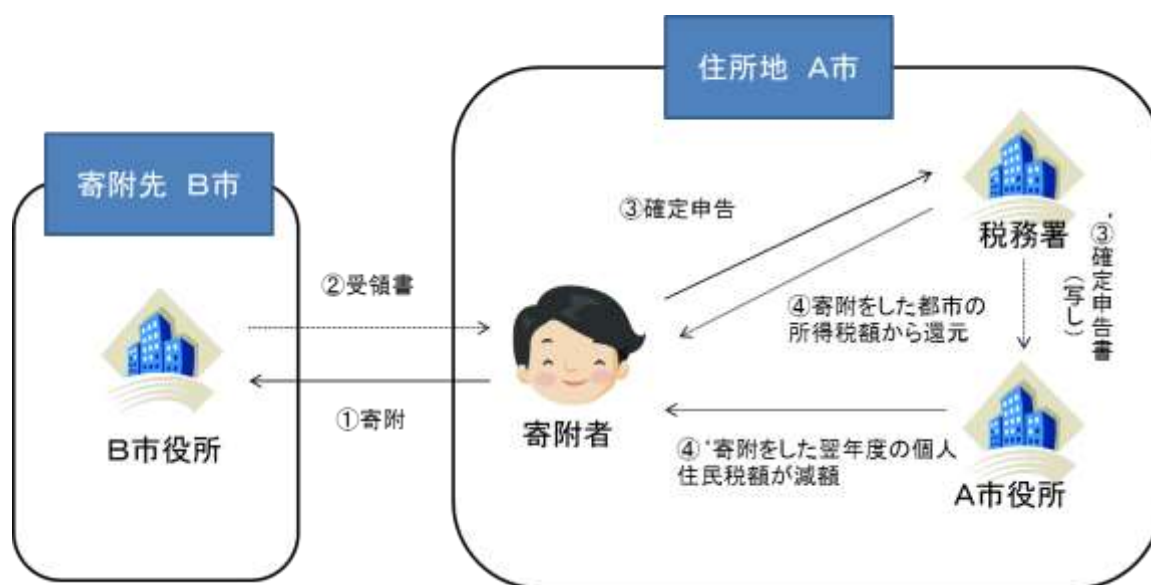


1 ふるさと寄附制度について

- ・平成 20 年 4 月 30 日に導入された、地方自治体に対する寄附金のうち 2,000 円を超える部分について一定の上限まで、所得税・住民税から控除される制度
- ・控除を受けるためには、寄附をした翌年に確定申告を行うことが必要
- ・自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となる。

【寄附手続きイメージ図】



* 詳細は総務省ホームページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

2 東近江市のふるさと寄附制度について

- ・ 1 万円以上の寄附者に対し、御礼として本市の特産品を贈呈する。
- ・ 特産品の契約は、高島屋と契約し行うものと東近江市と契約し行うものの 2 パターン。
- ・ ふるさと寄附の返礼品（特産品）割合は 3 割を厳守します。
- ・ 「30 万円以上」の寄附枠を最も高い返礼品の枠としますので、返礼品（特産品）は 9 万円までの品物をエントリーしてください。

(1) 高島屋との契約パターンについて

(概要)

- ・各事業者と高島屋が特産品贈呈の契約を締結。
- ・市から高島屋に発送情報を送付し、高島屋が各事業者に発送依頼を行い、各事業者から寄附者へ特産品を送付。
- ・送付実績に応じて、高島屋から各事業者に費用を支払う。

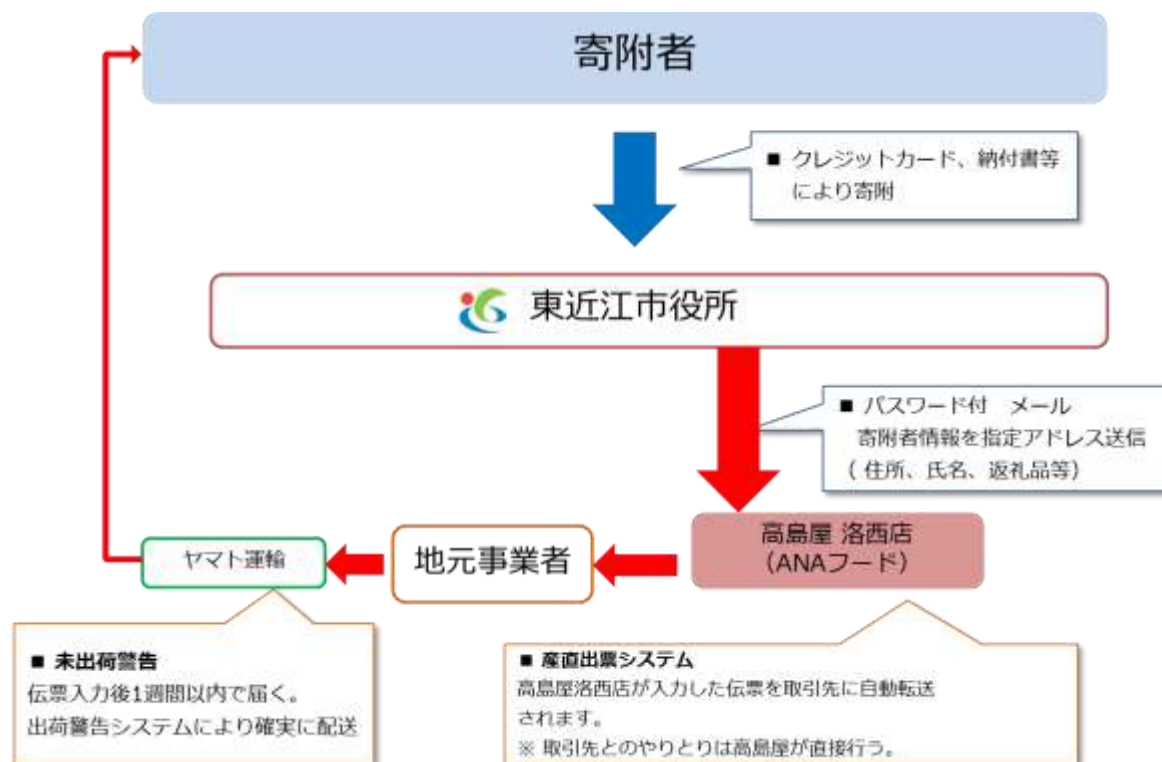
(メリット)

- ・高島屋カタログ及び高島屋ホームページへの掲載
- ・高島屋オンラインショッピングへの掲載（一部商品）
- ・高島屋店舗でのふるさと納税フェア等での商品宣伝

(カテゴリー及び費用)

- ・カテゴリー（返礼品の寄附金額枠）については、エントリーされた特産品の価格に応じて、細かく設定する予定。特産品の価格が寄附金額枠の3割を超えないように調整を行う。
- ・送料、高島屋の事務手数料については、高島屋と交渉が必要。

(業務フロー)



(2) 東近江市パターンについて

(概要)

- ・各事業者と東近江市が特産品贈呈の契約を締結。
- ・市から各事業者に発送依頼を行い、各事業者から寄附者へ特産品を送付
- ・送付実績に応じて、東近江市から各事業者に費用を支払う。

(メリット)

- ・事務担当者が近くにいる。
- ・送料は、実績に基づき支払われる。
- ・季節に応じた商品を随時カタログに反映し、「新着」情報として扱える。

(カテゴリー及び費用)

- ・カテゴリー（返礼品の寄附金額枠）については、エントリーされた特産品の価格に応じて、細かく設定する予定。特産品の価格が寄附金額枠の3割を超えないように調整を行う。
- ・価格は、特産品代実費で、送料は実績に基づき支払う。

(業務フロー)

